

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
松前町	中川原	令和3年3月17日	平成28年8月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	76.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	68.9ha
③地区内における71才以上の農業者の耕作面積の合計	23.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.0ha
(備考)	

注1:③の「71才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

令和2年11月に実施した「中川原地区の農業の将来に関するアンケート調査(N=92)」において、耕作者年齢71歳以上の占める割合が52.7%(49人)であった。また、71歳以上の方々が5年～10年後の耕作意思として「貸したい、売りたい等」と回答した耕作者の面積が4.6haあり、今後の農地の担い手を明確にする必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

平成28年に策定した中川原地区の人・農地プランでは、認定農業者4人、2法人、1個人の7人の中心経営体が担う方向であったが、現在では、規模拡大に取り組んでいる個人農業者4人(認定なし)が加わり農地の集積を行っている。今後は、新たに策定する11人の中心経営体を中心に農地の集積を行い、農地の保全に努める。

今後、耕作放棄地が出た場合は、各中心経営体の耕作範囲に隣接した設定を行い集約していくこととする。

中川原地区内で新たな農地の受け手となる農業後継者の確保に取り組む必要がある。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稻	7.3	水稻	7.5	中川原集落
認農法	B	野菜 いちご	2.8	野菜	4.1	中川原集落
認農	C	米麦 野菜	6.2	米麦 野菜	6.5	中川原集落
認農	D	米麦 野菜	3.3	米麦 野菜	3.6	中川原集落
認農	E	水稻 野菜	2.2	水稻 野菜	2.6	中川原集落
認農	F	水稻 野菜	1.2	水稻 野菜	1.4	中川原集落
	G	米麦 野菜	1.4	水稻 野菜	1.4	中川原集落
	H	米麦 野菜	4.5	米麦 野菜	4.5	中川原集落
	I	米麦 野菜	2.5	米麦 野菜	3.1	中川原集落
	J	水稻 野菜	1.7	水稻 野菜	2.1	中川原集落
	K	水稻 野菜	1.4	水稻 野菜	1.7	中川原集落
	L	水稻 野菜	1.0	水稻 野菜	1.0	中川原集落
計	12人		35.5 ha		39.5 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(農地の貸付け等の意向)

貸付け等の意向が確認された農地は、41筆、45,792㎡となっている。

(人材確保の取組方針)

アンケート調査によれば耕作者の年齢で60才以下が15名いるので、今後、個人経営体での拡大を含め、地域の担い手として取り組める環境整備を実施していく。

(農地中間管理機構の活用方針)

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手、受け手にかかわらず、原則として農地を機構に貸し付けていく。